

大阪府告示第1499号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

平成28年9月9日

大阪府知事 松井 一郎

1 形質変更時要届出区域

大阪府守口市大日町一丁目113番の一部、114番の一部、115番の一部、116番、117番、118番、119番の一部、120番の一部、121番の一部、122番、123番、127番、127番1、128番、129番2、130番1の一部及び130番5の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 第31条第1項の基準に適合していないもの
六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- (2) 第31条第2項の基準に適合していないもの
鉛及びその化合物